

第3回市民自治検討部会

- 1 と き 平成22年7月12日（月）午後7時～午後8時55分
- 2 と ころ 西脇市生涯学習まちづくりセンター 女性コーナー
- 3 出席者 部会長、委員5名、事務局
- 4 協議内容

(1) 前回のおさらい

(事務局)

- ・ 前は、情報公開の現状についてワークショップ（以下「WS」）を行い、技術的・手法に関する問題や市民と行政との信頼関係がないため都合のいい情報しか流せていないのではないかという意見がありました。
- ・ そもそも市民がどのような情報を必要としているか行政側がシミュレーションできていないため、行政側もどんな情報を流してよいかかわからない。逆に、市民の方からもどんな情報があればいいかわからないという状況で、お互いに探り合いのような状況になっているのではないかという意見がありました。

(相川部会長)

- ・ 前は、情報共有についてWSを行い、どういう情報があれば住民は動くのか、まちづくりに参画するということは、権利でも義務でもあり、市民力を高めるための情報ということを考えながら検討した。
- ・ 市民はどんな情報があれば動くのか、みなさんは既に何かの情報をお持ちで、自分が動かなかつたら何も変わらないという思いから動いているのではないかと思う。回りを見渡して、参画度などからどんな情報があれば市民は動くのかということを検討したが、あまり意見が出なかつたのでいくつか参考資料を出してもらっている。
- ・ 青い冊子は、私が大学でやっていることの紹介で、国勢調査のデータを地図に落とし込んで、「地域カルテ」を作成し、自分の地域の特徴を住民間で共有し、そのデータを元にWSをして地域の課題を共有しようというものです。
- ・ もう一つは、「参画と協働のガイドライン」の概要版で、2ページ目に「みんなのまちです。みんなで作っていきましょう。」とあって、1から5まであるが、2番には情報の共有化となっている。情報の共有化があるから4番の市民参画に続くということで、もう一回ごく短い時間で、市政の関心を高めるためにどんな情報が必要なのか、こんな情報があつたら動く、あるいは私の隣にいる人はこんな情報があつたら動くという意見を書き出してください。

(2) ワークショップ

I 市政への関心を高めるために必要な情報について

【出てきた意見】

市政

<まちの再生>

○当面の市政の重点課題と進み具合 ○各課の1か月の取組（目標について）

○公共施設の利用に関する情報 ○市議会の動き 活動、議会状況

<SOS>

○学校教育の内容、レベル ○いじめ対策

イベント情報など

<町内に困っている人がいる>

○イベント（行事）の情報 有料・無料 ○句会、サークル

○朝・青空市の情報 ○参加している市民を紹介する

○各地区のまちづくり活動を細かく知らせる ○婚活情報

<生きがい・しごと・定住・CB（コミュニティ・ビジネス）>

○大型店以外の店舗状況（職種、数） ○就職情報

<施設・コミバス・施策・共助>

○老後の生活は安心か ○葬儀

お金・安全安心

<将来・くらし・危機感>

○家計負担軽減に関する情報 ○受益者負担増に関する情報（上下水道料金等）

○特売日 ○災害に関する情報（身体生命に関する情報）

基礎情報

<比較・検討>

○町単位の人口分布について（世帯数など） ○他の地域の情報

まちの姿・将来像

○市の目指している都市像（具体的） ○都市計画用途区分

○道路計画 ○工業地域、商業地域、住宅地域

II 市民の役割・権利・責務について

（・＝委員の意見等、⇒＝回答等、☆＝部会長の意見、△＝事務局）

△ 市民の役割・権利・責務に関する規定項目の資料に基づき説明

☆ この資料を見て、この項目が面白いとか、西脇市には合わないのではということについて意見交換

【出てきた意見等】

・ 「責務」というふうには書かれると負担を感じる。

・ 「役割」だと自主的にすることになるので楽しい。

☆ 権利と責務で同じことを書いているので、西脇市の場合それをどちらに含めるか。権利なのか責務なのか。

・ 技術や能力をまちづくりに還元するというのも自主的であれば面白い。

・ 市民の権利と責務のことで、パブリックコメントを実施する場合に、市民はコメントする権利と義務の両方があるということを市民、行政、議会がしっかり踏まえておくことが大事ではないかと思う。

☆ 資料の市民の権利の4番目の、政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映の過程に参加する権利の後半の政策形成の反映の過程に参加する権利というのがパブリックコメントのことについて書いてある。

また、パブリックコメントについては、まだ西脇では要綱レベルで、何をパブリックコメントにかけてほしいということを市民は言えない。

△ パブリックコメントについては、この自治基本条例を受けて、その後条例設置になるか規則になるかということはあるが、整理することになります。

・ 過去にパブリックコメントで意見を提出したが、意見の公表や意見に対す

る対応などの回答がなかった。本来は、公表・回答すべきものであり、回答がない場合には信用を失うことになると思う。

☆ パブリックコメントの手続き、その方法を上手く使うという市民への啓発が必要となる。

・ 「行政サービスを受ける権利」や選挙や憲法に関するような当然の内容まで書く必要はないのではないか。

・ 「自ら行動するために学ぶ権利」というのは面白い。

☆ 行動するための情報という、WSでやったことはこれに近いような感じがします。情報公開や情報提供。

・ 自ら行動するために学ぶ情報の提供を受ける、共有する。あるいは情報の説明を求める。

☆ ポイントは「自ら行動するために」です。行動するためには、「情報、つなぐ場、つなぐ人」などが必要で話がふくらみそうです。

・ 生涯学習など色んなことに参加し活動した方がいい。そういう意志があるというのは大事なこと。

・ それが分からないから色んなところに出ようとも思わないのかも知れない。

☆ 知ってしまうと動かないといけないからしんどいということもありますか。何か一生懸命まちづくりをやればやるほどしんどくなって、自分の首を絞めるような感じで、一体何が楽しくてやるのかというと自己成長の喜びしかないでしょうということです。

・ そうだと思う。やればやるほどこれではいけないのではないかと。もう少しやらないといけないのではと思うことが出てくる。

・ きっとその人が置かれた境遇など色んなものが沢山重なり合って、その人が認識される時に、権利という言葉で書くことも納得している。

権利や義務と言ったけれど、権利という言葉は重いと思う。

☆ ということは、まちづくりに参画して成長する権利。西脇市の場合どうですか。まちづくりに関わる責務と言った方がいいのか、まちづくりに関わって成長する権利みたいな話で言った方がぴんと来るのかどちらか。

あるいは、両論とも書くという方法もある。

・ やはりこの場合は、権利とか責務という言葉になってしまうのか。

☆ それは決まっていない。そこはみなさんで考えていただきたい。

・ 他の自治基本条例の中では、責務、権利という言葉が出てきている。

△ 例えば、参加する権利を有するということがあれば、その裏で参加しないことでその人が不利益を被らないということも書いてある例がある。

☆ だから参加する権利はあるけれども、参加しなくても不利益を被らない、これは権利、保障。参加する人は益々貧乏くじを引くというのが強調されたような感じではないか。

・ 参加しない人は、責めるような言い方をする。

☆ これを書いてしまうと、一生懸命やっている人は「フリーライダーを許すのか」みたいな感じの批判も出る。上手に組み立てないと。

参加する人を増やす。何かいい言い方はないか。色々と参加しているのは、何が喜びで参加しているのか。仕方ないからか。

- ・ やはり自己成長や自分を高めるといのが大きいです。
- ☆ 共助みたいなこと盛り込めないか。助け合いみたいなこと。
- ・ 安心して暮らせるとか、そういう言葉の方が結局自分に返ってくるような。
- ☆ 何かよくわからないけれども、安心して暮らそうと思ったら、自分が年をとったときにも困らないようなまちにしないとイケない。
 デイサービスを受ける権利とか言ったらわけが分からなくなるか。
- ・ 宿題にしませんか。大きな話なので、ゆっくりと考えてみたい。
- ☆ そうすると、予定にはなかったけれども、これを考えることは逆に言うと行政が果たす権利などとの比較の中で、やはり市民はこれみたいなということで、次は事業者をどう扱うかということですけど。
- ・ 事業者というのは記憶に残っていない。
- ☆ 都道府県レベルのまちづくり条例とかになると、まず県民の役割、県政の役割、議会の役割みたいな感じの。
 市民も市民だけにするのか、さっきの市民とは何かみたいなところで、地縁団体やNPOなどいっぱい挙げて条例を難しくすることが多い。
- ・ 比延地区まちづくり協議会で1周年の比也野まつりというのを行ったが、その時企業に協賛金を集めて回って、結構集まったのでびっくりした。そんなことしないで欲しいという話もあったが、みんな気持ちよく出してくれた。
- ☆ 事業者の責務というと、多分まちづくりへの貢献とか、CSRとしての環境配慮や社員のボランティア活動の奨励みたいなこと。
- ・ そうしないと、私の地域でも、会社へ勤めている方も、隣保長などになっているが、例えば葬式どの地域の用事で何回も休めないという状況になっている。そういう時も事業者もある程度協力してほしい。
- ☆ 今、流行の言葉でワークライフバランス（WLB）が言われている。これは子育て支援だけでなく、男性が地域活動に参加するとか、働き盛りの人が資格を取るために早退して専門学校に行くといったことを応援しようということ。そういう意味では、まちづくりへの貢献ということで、工場の中にある食堂を開放したり、講堂とか駐車場を無料で地域に使わせてあげたり、あるいは災害防災協定を結んだりということがある。災害時に遠く離れた小学校に避難するのも大変で、自分の家の近くのしっかりした建物に逃げ込んだ方がよい。それ以外に、災害協定を結ぶ事例はないか。
- △ 物資の関係で市とマックスバリュと災害協定を結んでいる。
- ☆ まち協もそういうことができればいいのに。土砂災害のときに氾濫している川を渡って、川向こうの避難所に行くより、川のこちら側の事務所の建物に避難するほうがずっといい。こういう話で言うと、事業者の役割みたいな。
- △ 役割の方が言葉としてやわらかい。
- ☆ 役割とか協力という言い方ですね。
- △ 協力で書いてあるところもある。
- ☆ 協力などで、具体的にWLBや環境保全。西脇市も温暖化防止計画とかゴミ分別とかゴミ減量とか。工場を作る時に周囲を緑化帯にするとか。
- △ 輪島市の事例では、「事業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会の構成員としての社会的責任を自覚し、環境に配慮するとともに、地域社会

における次に掲げるものとの調和が図られるよう努めなければならない。」とあって、その次に掲げるものというのが、「教育、歴史、文化等」、「工業、商業その他の産業」、「前2号に掲げるもののほか、地域社会において調和を図る必要があると認められるもの」という書き方がされている。

- ・ 社会的責任ですか。
- ☆ 先ほど言われたWLBは、社員が自治会活動に対して理解をして欲しいという話でしたが、今話を聞くともう一歩進んで、自分が立地しているところの地域社会の町内会に入って、若い労力提供しろとか。
- △ それに近いものです。もう一つ山口市でしたら、「地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公共的又は公益的な活動に協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。」とあります。
- ☆ 工場内の花壇とかの管理などを業者に任せずに、町内の園芸グループなどに任せて少しでも小遣いを稼がせてもらうとか、地域内の託児所に和室を一つ空けてもらって、そこへ地域の子育て支援のボランティアグループが詰めれば、自分の子どもを預けていいとかいうようなこともあるかも知れない。
- △ 消防団員でも、災害などの時に勤務中は出動できないという事業者もあるということを知ったことがあるようで、これは協力とすれば。
- ☆ これは条例なので、協力とっておいて。いくつかの市でやっているのは、入札のときに、障害者雇用を積極的にやっているかというようなことでポイントを高くしているところもある。これは条例とは関係ない話ですけど。
事業者に関しては、色々出たので、市民の役割とともに事業者の役割・協力のようなものを入れるということ。
逆にこれだけは市民の責務として入れておくべき項目はあるか。これまでは責務という言葉は避けて役割などについて検討したが。
- ・ 「良好な環境を次の世代に引き継ぐ責務」ということ、これは私たちも受け継いできたものなので、これからの世代にも引き継いでいくというのは、入れておく方がいいのかなと思う。何か大きな問題になると思う。
- ☆ これは、責務と言ってよい。
でも良好な環境というのが、地球環境という大きな話なのか、それともその地域の歴史とか景観とか風土とか。
- △ 例えば自然環境
- ☆ 人間関係も含めた地域とか歴史
 - ・ その上の、公共の福祉の後にも地域の発展と環境の保全に配慮する責務
- ☆ これは地域の環境保全です。
 - ・ 環境を保全して次世代につなぐ。
- ☆ とにかく自分の世代だけで自然などを食いつぶしてしまわないというのは環境の話では常識になっているのですが、将来という話とか環境保全の話というのが、自然環境だけではない。ほかにどんな環境があるか。美観、文化、住環境、景観とか。守りでいいのでしょうか。住環境は作っていくものでは。
 - ・ 西脇では、個人でゴミ屋敷とかいうのは聞かないが、都会なんかはテレビでしていた。ああいうことも責務に入れておかないと。
- ☆ それは、人に迷惑をかけないみたいなことかな、その話は後で。

自然を守るだけでいいのか、環境を創造みたいな言い方を県はしているけど。

植樹とか、川をきれいにしてホテルを復活する。再生とか創造とか、質を高めていくというような感じで、創造というのがいいかどうかわからないけど、少し上向きの矢印を。上向きないしは維持みたいところを責務として考える。これが次世代に対する責務だということでしょうか。

これは一つ置いておき、ゴミ屋敷とかそういう人に迷惑をかけないみたいなものは事例にありますか。

公共の福祉か。公共の福祉というのはよく分からない。今言われているゴミ屋敷とかそういうこととか。

- ・ 周りの人に迷惑をかけないということは基本ですけど。
- ☆ 迷惑をかけない、まちの評判を落とさない。何か難しい。
 - 犯罪行為は明らかに刑法で取り締まれる。
 - ・ 例えば、今新しくできた三田とか阪神間のまちは、まちによっては条例で決まっている。例えば、建物を建てるのとか、生垣にするとか、屋根をどうするかということで、家を建てる時点で。
- ☆ 景観協定です。まちづくりの中で景観の壁の色はこの色とか、そういうまちのルールです。
 - ・ まちのルール。これは市の中で、私の町なら町の中で、そういうルールが全然決まっていない。意外と隣近所を気にしない人が増えてきたかなと思うが。今までなら意外と規則とか町のルールとかに縛られて、勝手なことはしない人が沢山いましたが、最近はおがままな人が増えている。
- △ この間も、生活環境課から防災無線で放送があった。
 - ・ それこそ犬のフンの話から。
- △ 犬のフンの話もありますし、ゴミ焼きで迷惑がかかると。例えば洗濯物を干しているのとか、そういうことに気が回らないということがある。
 - ・ こういうことは取り締まりができない。
- ☆ 野焼きなら取り締まれる。
 - ・ タバコのポイ捨ては。
- △ くわえタバコはダメというのは神戸や大阪などで沢山禁止されている。
- ☆ 確かにくわえタバコの禁止をしている条例は多くあるけれど、ただ、これは自治基本条例だから、個別の禁止条例ではない。
 - ただ、そういうふうなルールを決めることができる。
 - ・ 良好な環境ということ。
- ☆ 良好な環境を次の世代に引き継ぐ。「次の世代に引き継ぐ」なら角が立たない。「迷惑防止」とか「隣近所に迷惑をかけない」というのは難しい。次世代ということを書いておけば。
 - まちづくり協定なんかではどんな言い方をしていますか。
 - 多分さっきのポイ捨てとか壁の色とか、その地域の合意があれば行政と協定を結んでその地域だけのルールにするということができるというのが既にある。神戸市だったらまちづくり条例の中にそういう住民合意があればその独自ルールを定められるみたいなまちづくり条例の規定があるので、調べておいてください。

- ・ 緑風台では隣との境界の植木の高さを制限せいでいる。顔がお互いに見える、あいさつができるように、木が高くなって顔が見えなくならないように制限していると思う。
- ・ 昔はそうだったか知りませんが、今は結構そういうのがなくなっているの
で、そういうことにならないように条例の中で定めればいいのではないか。
- ・ だから、基本条例ではなく、別の規約というか何か。
- ☆ 多分二つぐらい話が混乱していて、一つは自治基本条例で書くことではないから、そういうことを定めることができるぐらいのものであるということ
と、禁止条例については、裁判で負けますから、あくまで協定だと思う。
このまちの総意に基づいてそこまで規制するというのは、パチンコやラブ
ホテルの位置の条例なんかでも。
- △ 県の緑条例で、森を守る地域とか色々あるのでは。
- ☆ 森を守るとか、そののビューポイントに立って看板が見えないようにする
とかというのものもある。あれは大きな話なので。
 - ・ 自治基本条例に定めなくても出来るということですね。
- ☆ 神戸市のまちづくり条例を確認してください。
次に、「協働する権利」というのも何かよく分からない。
- △ 協働はどちらかという原則の方で謳うと思われる。また、他の部会から
もそういう意見をいただいています。
- ☆ 「行政サービスに伴う負担を分担する責務」
- △ 当たり前のことですけど。
- ☆ 例えば、こんなものは書かなくてもいいとか、これは入れておいたらとか
いうのはありませんか。
市民の責務の一番下、もっといい言い方は「市政の運営に関し、市議会及
び市の執行機関を注視し、市民の信託に的確に応えられているかどうかを見
守る責務」
さっきここにもあった市議会の動きとか各課の1か月ごとの取組とかそう
いうことです。お任せではいけないということが多分言いたいと思うが、何
かももう少しいい言い方ないか。議員さんは多分監視。監視にするとそれは議
員の役割だということになるのか。
 - ・ 今役割と責務の話をしているが、ここに書かれてあるものを西脇市の基本
条例の中にこの文章を入れようとしているのか。入れないとしているのか。
- ☆ 両方やっている。入れるとしたらどういう言い方をするのかとか。これは
責務だけれども、役割の方に入れた方がいいとかそういう具体的な案をいく
つか出してもらっている。
 - ・ 決定するのはあまりにもせっかちすぎるのではないかと思う。
- ☆ とりあえず今出た意見というのを事務局の方で箇条書きにしてこんな条文
はどうかという案を作ってもらうので、それを見てからもう一度検討するが、
今は、むしろこんなものを入れたいとか、この言い方は西脇市にはなじまな
いとかそういう話を、後1回か2回しかないのだから今日やっちゃわないと。
決定は全体会で行うことになる。
- ・ 今日これをもって、ちょっと難しすぎる。事務局は色んな条例の責務と

か役割をピックアップされているのであって、何もこれを我々の基本条例の中に入れるものとして掲げられているものではないと思う。

△ これは、あくまで例です。

- ・ ですから、これを一つ一つやっていくと後で削るときにしんどいのではないかという気がして、あまり決定事項的な話にならないように、役割か責務かという言葉の定義のように、思いというのはそれぞれ違うので。

☆ 今やっている作業というのは、これはちょっと変じゃないかとか、これは要らないとかいう話も含めて、これは西脇市ならこういうところに含めた方がいいとかとりあえずアトランダムに出している。今後もう少し整理したものが出てくるので、その段階で言葉の定義とかもう少し見ますが、今日はフリートークで構わない。

- ・ 市議会議員というのは市政を監視するのが役割ですね。

☆ そうしたら、最後のところだけやってしまうけれども、今言われたように、議員の役割というのは、市政の監視です。その議員を誰が監視するのかというところは市民が監視して、最後のところは市の執行機関と市議会とを両方を監視という言葉を入れるかどうかは、監視という言葉が少しくつかったら注視でも関心を持ちでも。とりあえずそんな感じで作ってみて、もう一回条文を整理すればいい。

△ とりあえず、項目の洗い出しはそれぐらいで、素案ができてからまた来年度に部会に分かれて、もう一度細かく分析することもある。

☆ 今日の整理と後何が残っているかという確認をします。

今まで3回やってきたが、1回目はコミュニティの在り方、まちづくりの現状ということで、住民自治の制度については、西脇市のまちづくり協議会が色々あるということで、まだきっちりできていない。それから情報共有とか参画の現状についても説明だけして、まだそれをどう規定するのかということがきちんと議論できていない。

今日は、市民が動く情報とは何かということと市民の権利、役割、責務について他市の事例を見ながら直感的にこれはいいとか悪いとか西脇市としての考えを議論しました。いくつか案が出ていたのは、市民の定義をどうするか、事業者に関しては何か規定を入れるというのは合意ができています。

パブリックコメントに関しては、参画する義務のところに入るかも知れませんが、これを市民の権利として利用するように啓発するようなことを入れたい。あるいは、今手続要綱のようなものがあるけれども、これを見直して要求する権利まで高めていくにはどうしたらいいかとか。

あと、技術の還元とかいうのを責務ではなくて、役割ぐらいのところに入れた方がいいということと、自ら行動するためというの、情報とか機会ということでもうちょっと丁寧に言う必要があるということ。

それから一番もめたのは、まちづくりに関わるというのは権利なのか責務なのか。まちづくりに関わる楽しみというのは、自己成長とかそういうところになるので、西脇市としては権利というところを強調したほうがなじむのではないかということ。

それから、どうしても今の条文とかを見ていると参加する責務ばかり言わ

れていて、参加しなくても不利益を被らない保障というのもどこかに入れるというのが意見としてあった。

それから、もうちょっとまちづくりというのをやわらかい言葉で言ったら、将来世代とか、安心して暮らせるとか、助け合いとか、そういうふうな言葉を使うと関わることへの前向きな姿勢が出てくるのではないかということ。責務ということがどこで使えるかということで、次世代への責務ということなら抵抗がないだろうと。

それで環境保全、保全だけでいいのか、守るとか創造するとかということと、環境という言葉ももう少し噛み砕いて、自然環境、景観、文化、住環境、そういうふうに7つ8つの提案にまとまっている。それを少し整理してもらって、条文に落とし込んでもらって、用語の解説を次回にやる。それを見ながら少し検討します。

【まとめ】

① 市民の役割・権利・責務についての検討

○市民とは？…在住（在勤・在外）

○パブリック・コメント（手続・要求する権利、市民の啓発（利用する））

○技術の還元⇒責務ではない。

○自ら行動するために… 情報・機会

○まちづくりに関わって成長する権利



×まちづくりに関わる責務

×参加しない権利

◎⇒参加しなくても不利益を被らない保障

○安心して暮らせる・助け合い

○次世代・環境保全→守る・創造↑→

⇒責務 自然・景観・文化・住環境

○事業者の役割・協力

・まちづくりへの貢献

・環境保全 ⇒ CSR

・社員のボランティアの奨励ーワーク・ライフ・バランス

・地域社会の一員

■ まちづくりのルールに関しては、まちづくり条例の規定を確認する。

■ 団体自治検討部会の議会の役割とか市長の役割と市職員の責務みたいなところを市民の役割等を検討する前に確認する。

(3) 今後の予定

第4回市民自治検討部会 平成22年9月9日（木） 午後7時から